記入例

保護者の方による請求

年　月　日

施設等利用費請求書
（一時預かり・ファミサポ・認可外等利用料：償還払い）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 令和8 年 10 月～ 令和8 年 12 月分請求用】

1枚の請求書で最大3ヶ月分までご請求いただけます。

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する振込先口座に
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事

1．申請者と認定子どもが、みやき町内に居
確認すること。

2．実際に利用していることをみやき町が対象施設に確認すること。

3．利用料の支払い状況をみやき町が対象施設に確認すること。

4．課税状況をみやき町が確認すること。

5．世帯の状況など給付認定の内容に変更があった場合は、速やかに届出を行うこと。

以下、太枠内のみご記入ください。

以下、太枠内を確実に記入

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ミヤキ　タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和52 年 5 月 20 日
氏　名	みやき　太郎　印 ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です			現住所	みやき町大字東尾1234番地　メゾン茂安101号 電話：　090-1234-5678

2．認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	□ 第2号 □ 第3号	フリガナ	ミヤキ　ダイスケ
認定番号		氏名	みやき　大介
生年月日			

「1．施設等利用給付認定保護者（請求者）」と同じ名義の口座を記入して下さい。

3．振込先(※1)

金融機関名				預金種目	☑ 普通	□ 当座					
みやき	銀行・信用金庫	みやき	支店	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	農協・信用組合		出張所	口座名義(カタカナ)	ミヤキ　タロウ						

※1　申請者と同じ名義の口座をご記入ください。

4．利用した認可外保育施設･一時預かり事業･病児保育･子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ	ﾐﾔｷﾁｮｳﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ	所在地	〒 849-0114 みやき町大字中津隈1988 電話：　0942-81-6432
	施設・事業名	みやき町ファミリー・サポート・センター		
②	フリガナ	ミヤキホイクエン	所在地	〒 849-0101 みやき町大字原古賀1234 電話：　0942-94-1234
	施設・事業名	みやき保育園（認可外）		
③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
⑤	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
⑥	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：

※6か所以上の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

支払った金額を証明する領収書と、特定子ども・子育て支援提供証明書（ファミサポの場合は活動報告書）を添付してください。（いずれも施設が発行したもの）

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て 請求の内訳を記入

お支払いは請求書を提出された月の翌月25日に、指 利用した月の翌月から起算して2年以内です。

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料）(A) ※2 ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (B) ※2	支払額合計 (C=A+B)	月額上限額 (E)	請求額 CとEを比較して小さい方（ただしDがある時 C-DとEを比較して小さい方）
令和8年10月	25,000 円	2,400 円	円 うちファミサポ助成(予定)額(D)※4 円	円	円
令和8年11月	25,000 円	6,000 円	円 うちファミサポ助成(予定)額(D)※4 円	円	円
令和8年12月	25,000 円	3,600 円	円 うちファミサポ助成(予定)額(D)※4 円	円	円

※2 上記で記入した利用料の合計額を**支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）**と**特定子ども・子育て支援提供証明書**をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）を利用した場合は、援助を行う会員が発行した**活動報告書**も添付して下さい。

※3 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定します。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※4 子育て援助活動支援事業（ファミサポ）の利用料については助成額（助成予定額を含む）を差し引いた残りの額を支払額として算定します。B欄には助成前の金額を記入してください。

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合などの月額限度額は次のとおりとなります。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）
・月途中で認定期間が終了する場合の限度額：40,300(45,700)円×終了日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合の限度額：40,300(45,700)円×認定開始日からの日数÷その月の日数